

【石川県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者のみなさまへ】

令和8年度 能登町なりわい再建支援事業補助金のご案内

能登町内に所在する施設及び設備等が被災した事業者の事業再建を後押しするため、**石川県なりわい再建支援補助金**の交付を受けた事業者に対し、町が独自で上乗せ支援を行います。

※ 令和7年9月より、上乗せの割合を自己負担分の1/2から3/5へ増額し、補助金の上限額を100万円から300万円へ増額しました。

■対象となる事業者および要件

- (1) 県なりわい再建支援補助金の交付を受けた事業者
- (2) 県なりわい再建支援補助金の対象となる施設及び設備等が町内に所在するもの
- (3) 町税を滞納していないこと

■不交付対象者

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 誓約書（別紙）の誓約事項に反する者
- (3) 宗教上の組織又は団体
- (4) 政治団体
- (5) 暴力団体及びその構成員

■補助金

県補助金の補助対象経費から県補助金の交付決定額を差し引いた額
補助率5分の3（上限300万円）

■申請方法及び必要書類

以下の書類をそろえて期限までに提出して下さい。

- (1) 町なりわい再建支援補助金交付申請書（兼）実績報告書（様式第1号）
- (2) 町なりわい再建支援補助金請求書（様式第3号）
- (3) 誓約書（別紙）
- (4) 県補助金の額の確定通知書の写し
- (5) 県補助金の実績報告書の写し

■提出期限

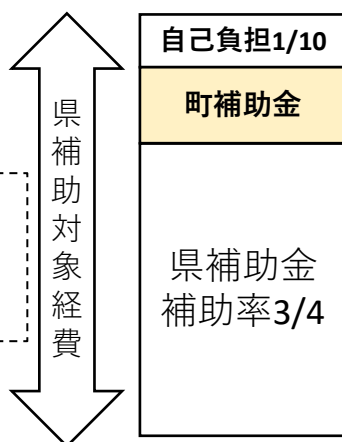
令和9年3月31日（水）

町補助金＝

$(\text{補助対象経費} - \text{県補助金}) \times \frac{3}{5}$

※**上限300万円**

【制度イメージ】



県補助金で生じる自己負担分への補助

※詳しくは、町のホームページでご確認下さい

問合せ先・申請先 能登町ふるさと振興課

〒927-0492 能登町字宇出津ト字50番地 1

TEL：0768-62-8526（直）